

## 奈良先端科学技術大学院大学寄附講座規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第7条第3項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における寄附講座の実施に関し必要な事項を定める。

### (寄附講座の目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運用し、本学の主体性の下に教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

### (名称)

第3条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者から申出のあった場合は、寄附者が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

### (設置の手續)

第4条 研究科長は、寄附講座の設置に係る寄附の申込があり、当該寄附講座の設置が適当と認められた場合は、当該研究科の教授会の審議を経て、その設置を学長に申請する。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 寄附金寄附申込書（様式第1号）
- (2) 寄附講座の概要（様式第2号）
- (3) 担当予定者の履歴書（様式第3号）

### (設置の決定)

第5条 学長は、当該寄附講座の設置並びに当該寄附講座に係る寄附金及びその他の寄附の受入れ（以下「寄附講座の設置等」という。）について、教育研究評議会の審議を経るとともに、役員会の議決を得て、決定する。

2 学長は、当該寄附者に寄附講座の設置等の可否の決定について通知する。

### (存続期間等)

第6条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下の範囲で決定する。ただし、更新することは妨げない。

2 前項の存続期間が終了した場合は、教育研究の成果の概要をとりまとめ、公表するものとする。

3 寄附講座の内容に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手續は、設置に準じる。

( 寄附講座の構成 )

第 7 条 寄附講座は、少なくとも教授又は助教授相当者 1 人及び助教授又は助手相当者 1 人の教員で構成するものとする。

2 前項により置かれる寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とする。

3 寄附講座教員の選考は、本学専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

( 寄附講座教員の職務 )

第 8 条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

( 寄附講座教授等 )

第 9 条 寄附講座教員は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附講座教授又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附講座助教授と称せしめることができる。

( 経費の受入れ )

第 10 条 寄附講座における教育研究の実施に伴う経費は、その寄附講座が存続する期間に必要な経費の総額を一括して寄附受入れすることを原則とする。ただし、継続して寄附受入れすることが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の規定に伴う寄附講座の教育研究の実施に伴う経費は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

( 特許等の取扱い )

第 11 条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程の定めるところによる。

( 庶務 )

第 12 条 寄附講座の設置等に関する庶務は、企画室が行う。

( 雑則 )

第 13 条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規程の施行前に設置された寄附講座は、第 5 条の規定により決定された寄附講座とみなす。